

☆***☆***☆***☆***☆***☆***☆***2024. 9. 11**☆

60 歳からの人生を準備するための
【人生の添乗員 (R)】からのワンポイントメッセージ

**社会保険でこれだけ保険料を払っている
～民間の保険では足りない分を補う～**

発行者：牧野 F P 事務所合同会社代表社員 牧野寿和

牧野 F P 事務所公式サイト：<https://www.makino-fp.com>

☆***☆***☆***☆***☆***☆***☆*****通算第 611 号*****☆

<目次>

- ◆ 今週のテーマ
- ◆ 今週のポイント
- ◆ 編集後記
- ◆ 「人生の添乗員」牧野寿和のプロフィール

:

◆ 今週のテーマ

**社会保険でこれだけ保険料を払っている
～民間の保険では足りない分を補う～**

*:**

私たちは国の社会保険制度で、
各種の保障に保険料を払っています。

人によって足りない分は、
民間の保険に加入して、
その分を補っています。

そこで今回は、
社会保険制度で保険料を払って保険と、
それを補う、
民間の保険商品をまとめてみました。

ただし、国の保険では、

補償が乏しいまたはない、
損失を補う「補償」をする、
主に掛捨ての損害保険は、

対象を保有している期間、
民間の保険に加入が必要です。

お伝えする内容は次のとおりです。

- ・ 保険料を払っている保険と補う民間の保険
 - (1) 死亡
 - (2) 医療
 - (3) 介護
 - (4) 老後
 - (5) 雇用
- ・ 損害を補償する保険
- ・ 貯蓄・資産形成

保険料を払っている保険と補う民間の保険

社会保険料の支払い方は、
給与や公的年金から天引きか、
毎月末までに、自身が振込むか、
指定した口座から振り替えるか、

その方の状況に応じてさまざまですが、
原則、毎月支払います。

それでは、個々の保障をみていきます。

(1) 死亡

国民年金保険や厚生年金保険の
保険料を納付していることが前提です。

被保険人が亡くなると、

「遺族基礎年金」が、
子のある配偶者」または「子」に、
子が、18歳になる年度の3月31日まで
支給されます。

国民年金のみに加入して方は、
次の「遺族厚生年金」の支給対象にはなりません。

「遺族厚生年金」は、
厚生年金に加入している人や加入していた人が、
亡くなったときに、
配偶者などの遺族に支給される年金です。

「遺族基礎年金」や「遺族厚生年金」支給には、
その期間や条件があります。

この遺族年金の受給だけで、足りない分は、
民間の「終身保険」や「定期保険」で、

また、子どもも大学卒業までといった、
遺族法相の期間が定まっている保障は、
「収入保障保険」などに加入します。

(2) 医療

医療の保障は、
勤め先の「健康保険」や「協会けんぽ」、
「国民健康保険」、「後期高齢者医療制度」に、
国民全員が加入しています。

治療や入院した時の自己負担額は、
所得により、医療費の1割から3割です。

また、入院した時など高額な医療費は、
「高額療養費制度」によって、
所得によって、医療費の支払う上限が
定められています。

また、勤務先によっては、
福利厚生から、医療費を援助してくれる
企業もあります。

この保障を補う民間の保険として、
「医療保険」や主契約で生命保険に加入して
特約で、医療保障を契約できる保険もあります。

なお、病気やケガで働けなく休業中の保障として、
「健康保険」や「協会けんぽ」から、
一定期間、一定額の傷病手当金が支給されます。
「国民健康保険」には、この制度はありません。

(3) 介護

国の介護保険は、40歳から保険料を納付して、
主に65歳から、要支援要介護の状態と認定を受け、
介護サービスを利用したときに、

介護保険制度を利用すれば、所得に応じて、
自己負担が、1割から3割となります。

民間でも「介護保険」商品があります。

約款で、保険金の支払い条件をよく確認して、
保障の内容が、
公的介護制度と同じところ、違うところを
知ったうえで、加入するすることが大切です。

(4) 老後

上記「(1) 死亡」に関連する、
原則65歳から受給する
「老齢基礎年金」「老齢厚生年金」です。

「老齢厚生年金」には、
受給後配偶者が65歳まで受給できる

「加給年金」などの制度もあります。

自身や夫婦で老後いくら受給できるか、
見込額を確認して、
不足分は、
民間の「個人年金保険」などで補います。

(5) 雇用

雇用保険制度によって、
失業された方や教育訓練を受けられる方等に、
失業等給付が支給されます。

損害を補償する保険

自家用車を購入すると、
「自賠責保険」に強制的に加入しますが、

その補償額を補うために、
任意の「自動車保険」に加入します。

また、「火災保険」「地震保険」も、
自らの今後生活や他人への損金額を
補償するために、保険に加入します。

これらの保険は、民間の損害保険です。

貯蓄・資産形成

公的年金の受給額を補うため、
また資産を形成するために、

保険商品では、
上記の「個人年金保険」以外にも、

子どもの教育費のための「学資保険」や、

また、貯蓄型の死亡保険で、
死亡保障と資産形成を
兼ね備えることもできます。

保険商品以外の金融商品では、

株式や投信信託、個人向け国債などで、
さらに税制優遇される「NISA」や「iDeCo」で、
積立て投資をしてもよいでしょう。

このように考えると、

社会保険の保障の内容を精査して、
自身にとって、不足している分だけを、
民間で保険に加入すれば、

どけだけ、家計の助けになるかは、
一目瞭然です。

..*.*.*.*.*.*.*.*.*

◆ 今週のポイント

..*.*.*.*.*.*.*.*.*

国の社会保険制度の内容を

精査するれば、

民間の保険に加入が必要な商品も、

明確になります！

..*.*.*.*.*.*.*.*.*

◆ 編集後記

..*.*.*.*.*.*.*.*.*

家計支出の見直しをするとき、

未だ、保険がターゲットになるのはなぜ！？

◆「人生の添乗員（R）」牧野寿和のプロフィール

日本で唯一「人生の添乗員（R）」を名乗れる
公正中立な独立系ファイナンシャルプランナー
創業 21 年目
1958 年 名古屋市生まれ、大学（東海大学卒業）
以外は、名古屋で居住。

1982 年～2001 年 旅行会社に勤務。
業務で世界各地を廻っていた時、
日本の方と他国の方々の
お金との付き合い方の違いを感じていた。
そんな時渡米した折に、
初めてファイナンシャルプランナーの
存在を知り、
日本でもこの業務の必要性を認識する。

2003 年 牧野 FP 事務所を創業。
2018 年から牧野 F P 事務所合同会社を設立。
これまでに、
延べ 1100 件以上の様々な相談に対応。

相談者へのプランニングの助言と提案を
主な業務とし、
相談者に、安心できる生活が送れるように、
丁寧な業務を心がけている。

<保有資格>

- ・ NPO 法人日本ファイナンシャルプランナーズ（FP）
協会 CFP（R）認定者
- ・ 1 級ファイナンシャル・プランニング技能士
（資産設計提案業務）
- ・ 福祉住環境コーディネーター

・総合旅行業務取扱管理者 など

<取材協力>

メ〜テレ（名古屋テレビ）「UP！」

<執筆>

「銀行も不動産屋も絶対教えてくれない！
頭金ゼロでムリなく家を買う方法」河出書房新社

<監修>

「空き家」に困ったら最初に読む本」河出書房新社

現在、相談は、名古屋市内はもとより愛知、岐阜、
三重県、首都圏や関西にもリモートで
お会いする機会が増えました。

「人生の添乗員（R）」は、
他人を気にすることなく、相談者ご自身にとって
有益な提案を心がけています。

◆ 【人生の添乗員(R)】からのワンポイントメッセージ

発行：牧野FP事務所合同会社 代表社員 牧野寿和
〒467-0823 名古屋市瑞穂区津賀田町2-86

◆登録・解除は、ご自身でお願いいたします
こちらから出来ます

<http://www.mag2.com/m/0001575058.html>

◆本メルマガに関するご意見・お問い合わせは
こちらまでお願いいたします

E-MAIL : makino.fp@beach.ocn.ne.jp

牧野FP事務所合同会社

公式サイト : <https://www.makino-fp.com>

◆記事内容に関するトラブル等について当方では
一切責任を負いかねます
ご自身の責任でご判断下さい

「人生の添乗員」「人生の行程表」は、
牧野寿和の登録商標です
